ふじみ野市 行財政改革大綱



平成19年3月

ふじみ野市

目 次

| 1 | 行財政改革を進のる基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|---|--|---|
| | (1) 行財政改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | (2)行財政改革大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | (3)行財政改革の推進体制と市民への公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| | (4)行財政改革大綱の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 | 行財政改革の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| | (1)行財政改革の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| | (2)行財政改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| | (3)行財政改革の主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3 | ±2,80% | |
| | (1)市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 0 |
| | (2)さらなる市民サービス向上のための民間活力の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | (3) 簡素で機能的な組織・機構の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | (4) 定員管理及び給与の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | |
| | (5)職員の意識改革と能力開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | |
| | (6)行政の情報化などによる行政サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | (7)新しいまちづくりシステムの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| | (8)財政の適切かつ健全な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |

1 行財政改革を進める基本的な考え方

(1)行財政改革の必要性

ふじみ野市の歩み

ふじみ野市は、平成 17 年 10 月 1 日、上福岡市と大井町が合併して誕生した市です。都心から 30 キロ圏内に位置し、東は富士見市、西は川越市、南は三芳町、北は川越市に隣接し、武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置しています。

かつて農村地帯だった「ふじみ野市」は、東洋一といわれた霞ヶ丘団地と上野台団地の建設や誘致による企業の進出を契機に、昭和30年代半ばから宅地化が進み、人口が急増しました。その後も、土地区画整理事業の進展や、ふじみ野駅の開業等で住宅・マンション等の建設が相次ぎました。特に、大井・苗間第一土地区画整理事業では、核となる施設に日本初の大型アウトレットモールとしてオープンした「アウトレットモール・リズム」と「リズムタワー」があり、商業施設としてにぎわっています。また、霞ヶ丘団地の建て替えに併せ市街地再開発事業が進められ、上福岡駅西口前にふさわしい公共施設の整備と高度利用による、良好な居住環境を整えた住宅とにぎわいのある商業・業務・公益施設を集積した駅前生活文化拠点が整備されました。

こうした変貌の中にあって、本市は、旧市町の特性を生かすとともに共通する行政課題を一体的に解消することができ、より効率的・効果的なまちづくりの推進と市民ニーズにあった行政サービスの向上を図ることが第一であると考え、合併を選択しました。

そして、合併のスケールメリットである社会資源の充実による市民サービスの向上や行財政運営の確立を最大限に生かすために、合併時に事務事業の調整及び見直しを進め、行政運営の改善や合理化を図るとともに、組織・機構の整備についても、市民の利便性の確保を最重視して高度化・多様化するニーズに対応し、効率的な組織・機構づくりに努めてきたところです。

合併効果を最大限に発揮するための行財政改革

本市の合併の目的は、スケールメリットによる市民サービスの向上と、小さな自治体をつくりながら市民ニーズに応えるという2つの側面を有しています。この一見相反する課題を、市民と職員が一体となって解決していくためにも、新しい時代に即応できる行財政改革を強力に推進していくことが必要となります。

一方で、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を市民に身近な地方自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるように求めており、これからの地方自治体には、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行政能力が一層求められています。

また、権限移譲により、事務量の増加や専門性が要求され、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が必要です。このため、職員の徹底した意識改革を図るとともに、事務執行能力の開発を行うことにより、市民ニーズに柔軟に対応でき、自ら考え自ら行動する職員づくりを推進する必要があります。

さらに、地方分権の推進は、このような国と地方自治体の関係に変化をもたらすと同時に、民間と行政の間においても、市民団体・NPO・企業等の民間の活力を公共分野に導入するなど、民間との協働、市民との融和が必要となります。

また、新しいまちづくりを推進するうえで、市民参加によるシステムづくりを構築するとともに、市民、民間、行政が意識改革をより一層推進し、一丸となって新しい時代に対応していかなければなりません。

そして、経常収支比率の高さに示される財政構造の硬直化を早期に改善する とともに、厳しさを増す財政状況に対応するためには、徹底した行財政改革を 推進し、これによって得る財源を市民生活の向上に振り向ける必要もあります。

こうした動向に的確に対応し、合併効果を生かして、持続的な発展を遂げる ふじみ野市を築き上げていくためには、新しい時代と条件に対応する行財政改革を不断に押し進め、自律(市民の参画と協働、経営手法の導入等による行財 政運営の仕組みの確立)・自立(自主財源の確保など財政基盤の強化)したまちづくりを進めていかなければなりません。

(2)行財政改革大綱策定の趣旨

本市のこれからの10年間は、都市としてのさらなる力をつけ、合併のめざ すべき意義を完成させ、「良質な生活空間」を確保していくことが求められて います。

「人がいて、自然がある」ふじみ野らしい"生活空間"の確保のためには、 一方できめ細かな行政サービスを展開するとともに、もう一方では、行政の効 率化を進めていく必要があります。

その方策として、"市民の参画と協働"、そして"経営手法の導入"という新たな視点での取り組みが必要になります。

"市民の参画と協働"とは、「行政と協働で築く市民主体のまち」の基本理念に立ち、市民と行政がふじみ野市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくという考え方です。

"経営手法の導入"とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード、 目標志向、コスト意識等を徹底するという考え方であり、これらの基準を定期 的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて適時、行財政改革を図る ことと考えます。

このような視点に基づき、一層の行財政改革に取り組み、「新市建設計画」に則った「総合振興計画」の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを進め、市民サービスの向上を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい有効性・効率性・経済性を追求した行政システムの確立を図らなければなりません。

本大綱は、市民からの提言をふまえ、職員の創意を生かして策定し、市民の理解を得るとともに市議会との連携を保ちながら、単なる歳出の削減や収支のバランスの均衡を図ることだけではなく、本来求められている市民本位の行政の充実と確立を進めるとともに、現代的な課題と多様化する市民ニーズに対応できる、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない質の高い行政サービスを提供することを目的としています。

(3)行財政改革の推進体制と市民への公表

行財政改革を積極的に推進するため、庁内に「ふじみ野市行財政改革推進本部」を設置するとともに、市民代表を含めた民間有識者で組織する「ふじみ野市行財政改革推進委員会」の意見・提言を受けていきます。また、推進にあたっては市議会との連携を図ります。

行財政改革の進捗状況は、広報紙やホームページ等を通じて公表し、市民の 理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

(4)行財政改革大綱の推進期間

この行財政改革大綱は、平成18年度から27年度の10年間とし、本市が めざす行財政改革の基本的な考え方や方向性を示す重要な指針として位置付 けるものとします。

2 行財政改革の基本理念と基本方針

(1)行財政改革の基本理念

多様な行政需要に的確に対応し、本市のめざすべき将来像の実現のため、ふじみ野市総合振興計画の推進を基本におき、市民活動の活発化、職員の創意ある活発な行政事務改善への取り組みの確保をめざして、今回の行財政改革を本市の持続的な発展の基礎となるものと捉え、その基本理念を、

良質な生活空間づくりと 効率的な行財政運営のまち

と定めます。

この基本理念のめざすところは、自然豊かな定住環境をもつ本市において、 ゆとりとうるおいのある暮らしが確保される良質な生活空間づくりをめざ すために、経済基盤を確立し、合併の効果を最大限に生かすために、新しい 時代に即応できる効率的な行財政運営を進めることです。

そのためには、厳しい財政状況の改善を進めるとともに、まちづくりに対する市民意識の高揚、職員の意識改革とより高い能力の開発は欠かせない要件ともなります。

(2)行財政改革の基本方針

また、基本理念に基づき、次の基本方針により、行財政改革に取り組みます。

自主的・自律的な地域経営への転換

少子高齢化や市民要望の多様化をはじめ、地方分権の推進に的確に対応していくためには、行財政運営の効率化と効果的な市民サービスの提供が課題となり、これに適切に対処しつつ、これまでの行財政運営から自主的・自律的な地域経営をめざす体制の整備を図ります。

行財政運営の持続性と小さな自治体の確立

厳しい財政状況のもと、健全で安定的な行財政運営の持続性を確保していくために、"成果志向"や"コスト意識"の徹底を図るなど、新たな手法を取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げる視点に立ち、行政のスリム化を進めるとともに、市民サービスの向上を図ります。

また、合併後間もない本市は、合併の効果でもあるスケールメリットを最大限に活用するとともに、将来にわたって持続的に発展していくために、簡素で効率的な小さな自治体の確立をめざします。

職員の意識改革と能力の開発

地方分権時代の新しい行政課題に的確に対応するため、現状に対する危機意識を持ち、行財政改革を職員一人ひとりが、また各組織が自らの問題として認識するよう意識改革を図るとともに、職員の資質の向上、能力の開発を進め、 積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成を図ります。

市民のまちづくり意識の醸成

行財政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、 市民の自発的・積極的な行政各分野への参画が必要であると考えます。

また、個人・団体等の地域社会における役割を認識し、互いの融和とともに、 市民・地域・団体・事業者・行政等がそれぞれの役割分担により協働して、魅力と活気あるまちづくりと住民自治の確保を図ります。

(3)行財政改革の主要施策

行財政改革の基本理念、基本方針に基づき、行財政改革の主要施策を次の8項目に設定し、この主要施策に沿って行財政改革を進めます。

1 市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図ります。

また、市民サービス向上の観点から事務執行の迅速化、効率化を図るとともに、情報開示による透明性の向上を図ります。

2 さらなる市民サービス向上のための民間活力の導入

民間の優れた能力を最大限に活用し、市民サービスのさらなる向上と公共サービスのうち民間が担うことができるものは、民間に委ねるという観点から民間活力の適切な導入を図ります。

ただし、民間委託の活用については、市民の安心・安全を第一とし、行政・ 委託業者の責任確保を明確化するとともに、安全性の徹底を図るため、より高 いチェック機能を確立します。

3 簡素で機能的な組織・機構の確立

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を編成していかなければなりません。

このため、組織・機構全般の総点検を行い、今後進めるべきまちづくりの方向に合致した、「風通しの良い」簡素で機能的な組織・機構づくりを行います。

4 定員管理及び給与の適正化

市民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応するため、適正な定員管理を一層推進します。また、官民格差の勘案や諸手当の見直しを行うなど、給与の適正化を図ります。

5 職員の意識改革と能力開発

合併効果を最大限に発揮するために、職員は今まで以上の責任と使命を負って職務を遂行する必要があります。そのためには、職員の意識を改革するとともに、専門的知識を有した職員の確保と時代の変化に対応できる人材の育成、能力開発を推進します。

6 行政の情報化などによる行政サービスの向上

行政の効率化や市民に対する行政サービスの向上を図るため、ICT(高度情報通信技術)の進展に対応した行政の情報化を進めます。

なお、その際、市民サービスの向上、コストの低減につながるものを選択します。

7 新しいまちづくりシステムの確立

市民が地域への愛着や誇りを持ち、市民主体のまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、市民の融和・一体化を進めるとともに、その英知とエネルギーを結集しながら、市民同士が協力し、行政と協働した新しいまちづくりシステムの確立を図ります。

8 財政の適切かつ健全な運営

健全な財政を推進するため、事務事業の全般的な見直しを行い、経費節減を 図るとともに、より一層自主財源の確保に努め、限られた財源で最大の効果を 上げる適切かつ健全な財政運営を図ります。

「改革の基本理念」

良質な生活空間づくりと 効率的な行財政運営のまち

改革の基本方針

自主的・自律的な地域経営への転換

行財政運営の持続性と小さな自治体 の確立

職員の意識改革と能力の開発

市民のまちづくり意識の醸成

主要施策

市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し

さらなる市民サービス向上 のための民間活力の導入

簡素で機能的な組織・機 構の確立 定員管理及び給与の適正 化

職員の意識改革と能力開発

行政の情報化などによる 行政サービスの向上

新しいまちづくりシステ ムの確立 財政の適切かつ健全な運

3 主要施策

(1)市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し

事務事業の整理・合理化

既成概念にとらわれることなく、従前から実施している事務事業についてもゼロベースから検討を行い、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクル(「PDCAサイクル」)に基づき、絶えず事務事業の点検・見直しを図ります。

事務事業の必要性・有効性を検証するシステムとして、「事務事業評価制度」 を今後導入し、その結果を市民に公表します。

また、その内部評価に加え、市民参画による外部(第三者)評価をする仕組 みについても考案します。

「事務事業評価制度」により、時代の要請に合致しなくなった事業、所期の 事業目的を達成し、効果の薄れた事業などについて廃止・縮小を図ります。

限られた財源で最大の効果を上げるために、「選択と集中」の観点から、行政の果たすべき役割を再認識し、行政でなければ対応し得ない領域に重点的に対応し、また、優先順位をつけ緊急度の高いものから事業実施を図ります。

合併時に調整できなかった旧市町間での不均一な事務事業は、できる限り速 やかに統一を図ります。

事務執行の改善

事務決裁に関する規定の改善を行い、必要な事業については決裁権限を委譲 することで、スピーディーな意思決定・事務執行を図ります。

限られたマンパワーを有効に活用し、効率的な事務執行ができるよう、部課間の連携を強化します。

市民の理解を得ながら、健全財政を維持・推進するために、広報紙やホームページを通じて、できる限りわかりやすい方法による情報開示を進めるとともに、バランスシート(貸借対照表)などの有効活用について検討します。

(2) さらなる市民サービス向上のための民間活力の導入

民間の優れた能力を最大限に活用し、市民サービスのさらなる向上と公共サービスのうち民間が担うことができるものは、民間に委ねるという観点から最少の経費で最大の効果を上げるために、民間活力の適切な導入を図ります。

民間活力を導入する際には、責任の明確化を図るとともに、個人情報の保護 及び守秘義務の確保に十分留意します。

民間委託を導入する場合は、市民の安心・安全を第一とした民間委託ガイドラインを策定するとともに、安全性の徹底及び利用に関する公平性の維持を図るため、より高いチェック機能を確立します。

民間委託の手法の一つである 指定管理者制度についても適切な活用を図る とともに、 公共サービス改革法や 事業の仕分け方式による適用の可能性に ついても研究・検討します。

指定管理者制度

民間のノウハウを活用して、民間事業者などを指定管理者に指定して、 公の施設の管理運営を行わせる手法。

公共サービス改革法

これまで行政が担ってきた公共サービスを、行政と民間が対等な立場で 競争入札に参加し、価格・サービスの質の両面を総合的に評価し、最も優 れた者がサービスの提供を担っていくこととする制度。

事業の仕分け

本当に必要な行政の仕事を "市民の目線"からチェックする手法。

具体的には、事業を(1)そもそも必要か(2)必要なら行政と民間の どちらが行うべきか(3)行政なら、国や県、市町村においてどこで行う べきかなどを順に検討し、整理するもの。その際、市民や民間の専門家と 行政側の担当者との間で徹底的に議論を重ね、納得の上で結論を出す。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の確立

社会経済情勢の変化などに伴う新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、定期的に組織・機構の見直しを行います。

組織・機構の見直しの際は、 スクラップ・アンド・ビルドにより簡素で効率的な組織・機構の整備を行うとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい体制を整えます。

スクラップ・アンド・ビルド

新しい組織を立ち上げる場合、古い組織を廃止して肥大化を防ぐ手法。

効率的・効果的な業務執行ができるよう、本庁と総合支所の権限・業務分担 を再検証します。

本庁は市全体を見通した施策の企画立案が十分発揮できるよう、組織・機構の専門化及びスタッフの充実を図ります。

総合支所については、窓口業務や現場の維持管理業務等、地域に密着した業務に特化することを含め、市民の利便性に配慮しながら、その機能について調整を行います。

各種審議会について、開催回数が少ないもの、類似の目的を持つものについて で統廃合を図ります。

合併したことにより重複した目的や事業が見受けられる施設は、効率的な行政サービスの観点から、統廃合などによる配置の見直しを図ります。

市民の意見やニーズが迅速に、また正確に組織全体に反映されるとともに、 職員の意思疎通を図り職場の適応力を高めるため、各職場において定期的なミ ーティングを開催するなど、「風通しの良い職場づくり」に努めます。

(4)定員管理及び給与の適正化

定員管理の適正化

定員管理の適正化については、合理的な組織・機構の編成、課を超えた連携、 事務事業の全般にわたる行政と民間の役割分担、行政サービスの向上、将来の 職員構成のあり方等を検討し、定員適正化計画を定めて着実に推進します。

新たな行政需要への対応に必要な配置を行うなど市民サービスへの配慮を 行った上で、10年間で100人(およそ12%)の削減をめざします。

(平成18年4月1日における総定数は、平成17年4月1日現在に対して、 新地方行革指針(総務省)に掲げられた削減目標4.6%をこの時点でクリ アしています。)

適切な人員配置

本庁・総合支所、各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見極めながら、適切な職員配置を進めます。

また、新たな行政需要には、原則として職員の配置転換などにより対処します。

女性職員の管理職への登用など能力重視の配置を進めます。

人事管理

職員が持つ多様な能力・資質・適性を公正に評価し、人事や定員管理に反映させることが必要であり、そのため、より一層、職員の意欲や能力を最大限に生かすための任用・処遇のルールや仕組みを構築します。

再任用職員、臨時的任用職員の活用について検討し、人件費の抑制を図ります。

給与の適正化

職員の給与は、職務と責任に応じるものでなければならないとともに、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮して定めることとされています。

したがって、現在進められている国の給与制度改革を勘案しながら、市民の 納得が得られ、職員のやる気を喚起する新たな給与制度を構築します。

諸手当については、社会条件や勤務条件の変化に対応し、支給対象・支給額 等の見直しを行い、制度の趣旨にそった適正な支給を行います。

(5)職員の意識改革と能力開発

職員の意識改革

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務 を遂行することを再確認するとともに、社会情勢の変化を敏感に捉え、常に問 題意識・危機意識を身に付ける意識改革を行います。

職員が常に問題意識を持って、きめ細かな行政サービスの提供と事務事業の 効率化という課題解決に取り組めるよう、研修をはじめ、あらゆる機会を捉え て意識改革に努めます。

能力開発と専門知識の育成

各分野で業務遂行に必要な専門的知識と実務能力を有する職員の育成に努めます。

人材育成計画の策定と職員研修の推進

人材育成を進めるためには、政策課題研修、職場研修、派遣研修、人づくり研修(ボランティア研修含む)、階層別研修等を拡充し、これらを体系化することが必要です。そのため、人材育成計画を策定し、計画的な人材育成と効率的な研修機会の創設を図ります。

人事交流の推進

職員の資質、専門的技術の向上、職場の活性化、行政情報の収集及び政策形成能力の向上を図るため、埼玉県をはじめとする他の行政機関等との人事交流を進めます。

職員提案制度

職員が職場などを超えて施策やアイデアを提案できるシステムを設け、企画 立案意欲の向上と組織の活性化を図ります。

(6)行政の情報化などによる行政サービスの向上

行政の情報化については、費用対効果を勘案した上で、必要な事務処理システムの導入を総合的かつ計画的に進め、ICT(高度情報通信技術)を活用した行政情報の共有化・相互利用による、行政事務の効率化・高度化・迅速化を図ります。

また、全職員を対象とした処理能力を養成する研修体制を整備します。

市民の利便性向上のため、インターネットを活用した電子申請などの導入について検討し、行政の情報化を推進します。

情報化を進めるにあたっては、個人情報の保護に留意し、行政情報を扱う者としての管理意識及びセキュリティ(安全)対策の強化を図ります。

(7)新しいまちづくりシステムの確立

行事やイベントの開催、広報活動の充実により、市民の一層の交流による融和と一体感の醸成に努めます。

地方分権の推進に伴い、パートナーシップのまちづくりに向けて、市民・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、一丸となって行財政改革に対する意識改革に取り組みます。

市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを進めるため、市民の意見を行政に反映させる パブリックコメント制度の活用を検討します。

パブリックコメント制度

行政が政策の立案などを行おうとする際に、その案を公表し、広く市民から意見や情報を提出してもらい、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う制度。

市民と行政とが協働してまちづくりを進めるための基本方針となる「まちづくり条例(仮称)」の制定を検討します。

市民と行政の協働を進めるために、あらゆる媒体を活用した情報公開を推進します。

各種審議会に、公募などの委員及び女性委員の積極的な登用を推進します。

(8)財政の適切かつ健全な運営

経常経費の削減など

(事務事業関係)

すべての事務事業をゼロベースから見直し、時代の要請に合致しなくなった 事業、所期の事業目的を達成し、効果の薄れた事業などについて廃止・縮小を 行い、事業費の削減を図ります。

限られた財源で最大の効果を上げる財政運営をするため、「選択と集中」の観点による事業実施を行い、財源の効率的活用を図ります。

(人件費関係)

定員管理の適正化に努め、退職者補充のための新規採用を抑制し、人件費削減を図ります。

効率的な組織・機構の整備を行い、限られたマンパワー(人による労働力) の有効活用に努め、人件費の抑制を図ります。

(補助金関係)

補助金などについて、申請者などとの協議をしながら、経費負担のあり方、 効果等を精査し、スクラップ・アンド・ビルドを推進します。

また、運営費補助から事業費補助へ、市民活動への戦略的補助制度への転換、さらには、終期設定ができるものがないかを検討し、段階的にこれらを実施します。

(内部管理経費関係)

徹底した節約を行い、内部管理経費の縮減を図ります。

経常収支比率の抑制、減少を図ります。

(公共工事関係)

公共工事については、公正な入札制度の確立や工事施工の品質確保を図るとともに、コスト節減対策に努めます。

市民のニーズや事業の必要性、将来の展望を配慮しながら、緊急性・優先度・事業効果を勘案し、効率的な工事執行を図ります。

歳入の確保

市税をはじめ、保険料等の徴収率向上を図ります。

使用料及び手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から、類似の 自治体との均衝を考慮するとともに、社会情勢などを十分把握しながら料金改 定の検討を常時適切に行い、受益者負担の適正化に努めます。

また、新たに負担を求めることが適切なものについては、市民生活への影響 を配慮します。

企業会計・特別会計の経営健全化

上下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業等の企業会計・特別会計に ついては、経営の健全化を図り、独立採算による経営を原則とし、これらの 会計への一般会計からの繰り出しは、可能な限り抑制します。

土地開発公社の経営健全化

土地開発公社については、経費の節減、情報の公開等、より一層の運営の健 全化を図ります。

広域行政の推進

国、県や関係機関との協調、周辺自治体や一部事務組合との機能分担・相互 補完による広域行政を推進するとともに、公共施設の整備については、周辺地 域の整備状況を踏まえ、本市での重複投資を避けるなど合理的な行財政運営を 図ります。